

○国立大学法人東京農工大学特命理事規程

(令和5年4月1日教規程第6号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学（以下「本学」という。）に置く特命理事の任命、職務及び解任について定めるものとする。

(職務)

第2条 特命理事は、学長を補佐し、研究経営の職務を行うものとする。

(任命)

第3条 特命理事は、大学の経営又は教育研究等に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから学長が任命する。

(任期)

第4条 特命理事の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、特命理事の任期の末日は、当該特命理事を任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

(解任)

第5条 学長は、特命理事が次の各号のいずれかに該当するときは、その特命理事を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反があるとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、職務の執行が適当でないため本学の業務の実績が悪化した場合であって、その特命理事に引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認めるとき。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、特命理事に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。